

参考資料①

(EU決済サービス指令等の概要)

平成27年9月15日

金融庁総務企画局

EU決済サービス指令(PSD,Payment Services Directive)等の概要

	欧州(EU)関係			日本		
業者	PSD上の決済サービス提供者(Payment Service Provider)			銀行	前払式支払手段発行者	資金移動業者
	銀行	電子マネー事業者	決済サービス事業者 ^(注1)			
等 免許	免許制 ^{(注2)(注3)}			免許制	自家型:届出制 第三者型:登録制	登録制
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 決済口座サービス 資金移動サービス(立替払いを含む) 支払手段の発行 オンライン決済サービス 等 			<ul style="list-style-type: none"> 預金 為替取引 貸付け 等 	前払式支払手段(原則払戻し禁止)の発行	為替取引(資金移動)(少額に限る)
	電子マネー(払戻し義務あり)の発行 ^(注3) <ul style="list-style-type: none"> 預金 貸付け 等^(注2) 					
財務要件	自己資本規制			自己資本規制	最低純資産	業務の確実な遂行に必要な財産的基礎
	〔資本金500万ユーロ以上/自己資本比率規制(バーゼルⅢ) ^(注2) 〕	〔資本金35万ユーロ以上/未決済電子マネー平均額の2%超等 ^(注3) 〕	〔資本金2~12.5万ユーロ以上等〕	〔資本金20億円以上/自己資本比率規制〕	〔原則1億円以上(第三者型)〕	
保 資 全 産	預金保険 ^(注2)	他の財産からの隔離 ^(注4)		預金保険	供託義務(未決済残高の半額)	供託義務(未決済残高の全額)

○ 上記の他、PSDにより、決済サービス提供者について、以下のような、共通の行為規制を規定

- ・ 情報提供義務
- ・ 無権限取引に係るルール(資金の返還・損失分担等)
- ・ 支払取引の実行に要する期間(原則、資金受領翌営業日終了までに受取人側の口座に入金記帳)
- ・ 支払取引の不履行等時の責任(決済サービス提供者による支払人への資金返還、原因調査義務等)

(注1) 商品券等による決済取引は、原則、対象外。

(注2) 資本要件指令(CRD; Capital Requirement Directive)による。

(注3) 第二次電子マネー指令(Payment Money Institution Directive 2)による。

(注4) 電子マネー事業者については、第二次電子マネー指令による。

Payment Initiation Serviceの定義

- 決済サービス利用者の依頼により、他の決済サービス提供者に開設されている決済口座に関し、支払指図を発動するサービス(PSD2第4条第32項)。
- 例えば、オンラインショップにおいて、店主のウェブサイトと利用者の銀行のオンラインシステムをつなぐシステムを構築することにより、インターネット上で銀行口座振替による決済を行うサービスなどが想定されている(PSD2前文)。

規制内容等

- PISP(Payment Initiation Service Provider)は、決済サービス提供者に含まれるものとして、決済サービス提供者に関する規定(免許制、自己資本規制等)を適用。
- このほか、PISPに関連して、以下の規制等を導入。
 - (PISPに対する規制)
 - 支払人から資金を預かることを禁止(なお、PISPは資産保全義務の対象外。他方、無権限取引等に係る責任をカバーするための保険加入を義務付け)
 - サービスに際して得た利用者の情報の管理等の義務づけ
 - 支払人や決済口座を管理する決済サービス提供者等への支払指図の発動に係る情報提供の義務づけ
 - 無権限取引・不履行時の責任に関する規定の整備(決済口座を管理する決済サービス提供者等への損害賠償義務等)
 - (決済口座を管理する決済サービス提供者に対する規制)
 - 支払人が同意した場合に、決済口座を管理する決済サービス提供者が、PISPに対して、決済取引に関する情報提供を行うことを義務づけ